

令和3年度第3回

川西市国民健康保険運営協議会
議 事 録

令和4年1月24日(月)

川西市役所 4階 庁議室

川 西 市

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		令和3年度 第3回 川西市国民健康保険運営協議会		
事務局 (担当課)		健康増進部 国民健康保険課		
開催日時		令和4年1月24日(月) 午後1時27分～午後2時9分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	土手道子委員、和田和代委員、神田晃敬委員、青山かよ子委員、 織田行雄委員、今西要委員、松本昭彦委員、板東一仁委員、 尾野上一夫委員		
	事務局	健康増進部 荒崎部長、武富副部長 国民健康保険課 薄波課長、生田課長補佐、勢田副主幹、森下主査 保険収納課 鈴木課長、高面課長補佐		
傍聴の可否予定		可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可の 場合は、その理由				
会議次第		・確認委員の選出 ・協議事項 1 令和4年度本係数に基づく納付金及び収支見込み等について 2 その他		
会議結果		1 確認委員の選出が行われた。 2 令和4年度本係数に基づく納付金及び収支見込み等について、 説明と質疑が行われた。 3 令和4年度保険税率等について答申が行われた。		

令和3年度第3回議事録

会 長

それでは定刻がまいりましたので、ただいまより、令和3年度第3回の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、寒さ厳しい折、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

まず初めに、本日の委員の出欠をご報告いたします。

藤末委員、樋口委員、足立委員が欠席のため、出席は9名であります。そのうち、2名の方がリモート参加していただいております。リモート参加の方には、会議開始前に事務局が「映像及び音声により委員本人であること」、「映像の即時受信が適正に行われていること」の2点について、確認を取っております。

よって、川西市国民健康保険運営協議会 規則第4条に従って、定数の半数を超えておりますので、本日の運営協議会は成立となります。

本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会 会議公開制度運用要綱第5条」の規定に基づきまして傍聴を認めることとしておりますので、ご了承をお願いいたします。

また、会議録作成のため、当会議を録音いたしますが、会議録の作成後は速やかに削除いたしますのでご了承願います。

続きまして、健康増進部長より、皆様にごあいさつを申し上げます。

よろしく申し上げます。

健康増進部長

改めまして、皆様こんにちは。健康増進部長の荒崎でございます。

本日は大変お忙しい中、今年度第3回目の国民健康保険運営協議会にご出席あるいはご参加いただきましてありがとうございます。

委員の皆様には、昨年から本市の令和4年度の国民健康保険事業の運営に向けてご審議いただいております。去年12月には兵庫県から示された仮係数に基づく納付金や本市の国保の運用状況についてご説明させていただきました。

今回は、年明け1月6日に兵庫県から令和4年度の本係数に基づく納付金、標準保険料率が示されましたので、これらの数字に基づく本市の状況についてご説明させていただきたいと思っております。

そのうえで皆様には、川西市の国民健康保険事業の安定運営の面と被保険者の皆様の保険税負担という面、双方をご考慮いただきながら、令和4年度の川西市国民健康保険税率の在り方についてご審議させていただきたいと思っております。

健康増進部長 | ので、よろしくお願いいたします。

会 長 | それでは、議事を進めたいと思います。
まず、本日の協議会議事録の確認委員を選出させていただきたいと思います。
私から指名をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

委 員 | 異議なし

会 長 | ありがとうございます。「異議なし」とのことですので、本日の確認委員といたしまして、青山委員と板東委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
それでは、次第に従いまして議事を進行させていただきます。
協議事項第1「令和4年度本係数に基づく納付金及び保険税額等について」を議題といたします。
協議内容について、事務局より説明をお願いいたします。

国民健康保険課長 | それでは、事前に送付しているA3判4枚ものの資料となります。
資料1ページをお開き下さい。税率改定と基金の状況でございます。令和3年度税率検討時の見込みと令和4年度本係数に基づく見込みの比較について説明させていただきます。資料は左側が昨年の税率検討時における見込み、右側が令和4年度本係数に基づく見込みを示しております。前回の会議で仮係数に基づく見込みを説明させていただいたところですが、1月6日に県から本係数が示されましたので、数値を置き換えており、その違いを中心に説明いたします。
まず、右の図真ん中辺り、棒グラフの下に収支額を四角で囲んで記載しておりますが、令和3年度の収支不足額は1,900万円となっております。前回の説明の際は、令和3年度の収支不足額を5,500万円と見込んでおりましたが、今回収納率などを直近の数値を考慮し修正するなどしましたところ、収支が3,600万円改善したものです。またその右側、令和4年度の収支は4,800万円の黒字で、前回ご説明した際の3,700万円から1,100万円改善しております。こちらも収納率を令和3年度の実績から見込み直したところ改善したものです。
続きまして、令和4年度の棒グラフ一番上の下向き矢印で、一人当たり納付金の減がマイナス0.7%となっております。これは、前回仮係数の段階ではマイナス1.2%だったものですが、本係数における県の保険給付費見込が増加した

国民健康保険課長

ことと、被保険者数見込が減少したことによって、0.5%増加したものです。ただそれでも令和3年度より減少している状況は変わっていません。

次に、下の表で基金の状況です。表の上から3つ目の項目、基金積立の欄を2段書きにしております。下は普通調整交付金申請誤りに伴う一般会計からの繰入金になります。この内容につきましては、第1回目の運営協議会で少しご説明しましたが、平成29年度の普通調整交付金申請について誤りが判明し、30年度に国に追加交付を申請したところ、申請額の8割である2億3,300万円が交付され、交付されなかった残りの2割、約5,800万円につきましては、市民や被保険者に負担をかけることがないよう、職員給与の削減などによって令和4年度末までに補てんを行う予定としていたものです。この対応につきましては、昨年11月末に、職員給与の削減を1年延長し令和5年度までとすることと、さらに市長副市長の一時金減額によって補てんすることを決定し議会へも報告を行ったものです。この補てん額として、令和3年度末に4,100万円、4年度末に900万円の繰り入れを予定していますので、その額を基金に積み立てることとし、表に記載しております。

以上、令和3年度、4年度の見直し後の収支額と一般会計からの繰入金を反映した結果、一番下の項目、基金残高が、3年度末で9億6,600万円、4年度末で10億2,300万円となり、昨年度の税率検討時点よりも増額を見込んでいるものです。

これらの内容から、令和4年度の税率検討における考え方としまして、令和3年度の決算見込が被保険者の増や、新型コロナウイルスの影響による国保税の減収が見込みより少なかったことなどにより、昨年度の検討時よりも改善していることと、令和4年度は団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行する影響、つまり医療費を多く使われていた人がたくさん抜けられたことなどによる影響により一人当たり納付金が3年度よりも減少し、収支が黒字見込であることから、こちらの図では税率改定をしないこととしているものです。

説明は以上となります。

会 長

ありがとうございました。

ただいまの説明に対して何かご質問などございませんでしょうか。

委 員

基金の積立金の平成3年度、4年度の見込みで、一般会計からの繰り入れの額ですが、3年度が4,100万円、4年度が900万円となっておりますが、説明では総額4,800万円と言われたと思いますが、それよりも多い額が繰り入れられるのですか。

国民健康保険課長 総額は5,800万円です。3年度、4年度で5,000万円。5年度で800万円の繰り入れを予定しています。

委員 総額は5,800万円で、残りは令和5年度に繰り入れするということによろしいですか。

国民健康保険課長 はい。

会長 ほかにございませんか。質疑がないようですので、次の資料の説明をお願いします。

国民健康保険課長 それでは、資料2ページ、3ページを説明させていただきます。まず、資料の2ページです。加入世帯数・被保険者数の推移についてでございます。

前回の会議での資料は、令和3年度、4年度については10月末の実績をもとに見込んでおりましたので、直近の12月末の実績をもとに見込み直したものに置き換えています。

2ページ資料右側の下の方のグラフが前回10月末実績を基にしたものになります。比較内容をその図の上、点線で囲った部分に記載しておりまして、令和3年11月、12月の実績で社会保険をやめて国保に加入する人の数が減少していることなどから、平均被保険者数見込を修正し、令和3年度は57人減、令和4年度は164人減として、上のグラフに置き換えています。これによって、グラフ上の方の折れ線グラフで令和3年度の対前年度比率が97.91%と、前回の98.1%より減少率が少し大きくなっている状況です。

次に、3ページ、現年度収納額と収納率の推移についてでございます。

こちらも、3年度、4年度の見込みを直近の11月実績を考慮したものに置き換え、修正をしております。

資料左側、下の図が前回10月末実績に基づく収納率で、11月の実績でみると収納率が上昇している傾向がみられましたので、見込みを約0.4%上方修正しています。右側の図は今回見込み直した区分ごとの収納率で、上から医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分となっています。

説明は以上です。

会長 ありがとうございます。
ただいまの説明に対して何かご質問などございませんでしょうか。
ないようですので、次の資料の説明をお願いします。

資料 4 ページをご覧ください。令和 4 年度本係数に基づく本市における納付金及び保険税額についてご説明いたします。

こちらの資料では、令和 4 年度の収支不足額が 4,800 万円、退職被保険者分を除くと 4,900 万円の黒字となった計算方法について説明いたします。

資料は、4 ページに医療分と後期高齢者支援金分、5 ページに介護納付金分としまして、納付金から算出した必要な保険税額と現在の税率で歳入が見込まれる額との差額をそれぞれ記載しております。

まず、1 の医療分ですが、納付金額が一番上の 28 億 8,200 万円で、これが今回本係数に基づき示された納付金額となっています。

この納付金額をもとに必要な保険税額を算出することになりますが、この納付金額に保健事業費など、納付金額とは別に歳出が必要なものを加えるとともに、県繰入金など保険税以外に歳入が見込まれるものを控除して算出します。ここでは、四角囲み左側の保険税算定のための調整項目 1 億 6,600 万円を加え、右側の 8 億 5,000 万円を差し引いた結果、その下の色付き部分必要な保険税額は、21 億 9,800 万円となっています。

次に現在の税率で見込まれる保険税額等との差額になりますが、まず現在の税率で見込まれる保険税額を算出しております。これは令和 3 年 4 月時点の所得情報を基に、先ほど 2 ページで説明しました被保険者見込み数 28,317 人と 3 ページの収納率見込 94.5%を使用して算出しています。

その結果、横向き矢印右側、現在の税率で見込まれる調定額は 24 億 600 万円となっています。

この保険税調定額は、低所得世帯に対する保険税軽減額などを減額する前の金額になっていますので、一旦これら現在の税率で見込まれる補填額からの金額を差し引いて計算します。

ここで、一番下の項目で 子ども均等割補てん額と記載していますが、これは令和 4 年度から国の制度として未就学児に係る均等割額の 5 割を減免する制度が開始されることとなりまして、減免相当額は公費で補てんされますので、その分を反映させているものです。

これらの補てん額を先ほどの調定額から差し引き、収納率 94.5%を乗じた結果が、右側にあります保険税収入見込額で 19 億 2,000 万円となります。ここに先ほど差し引いた補てん額を足し戻した結果、下の色付き部分、軽減分を含む保険税見込額は 22 億 9,500 万円となります。

この金額と上の必要な保険税額との差が一番下 9,679 万円で、収支は黒字となっています。

同様に計算した結果、2 の後期高齢者支援金分では一番下の金額、639 万円の不足、3 の介護納付金分では 4,043 万円の不足で、枠外、太枠で囲った金額が

国民健康保険課長 3つの項目を合計した結果となっており、4,996万円の黒字となっているものです。これが、令和4年度の収支となります。

1ページにお戻りください。右側の図をご覧いただきたいのですが、この図では、令和4年度の黒字額4,800万円について、基金に積み立てることとしており、基金残高は、表の右下に記載していますとおり、10億2,300万円確保できる見込みになります。

以上、これまで説明させていただきましたポイントとしまして、1点目、令和3年度の決算見込は1,900万円の収支不足となるものの、新型コロナウイルスの影響による減収が見込みより少なかったことなどにより収支が改善していること、2点目、令和4年度は団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行する影響などにより一人当たり納付金額が令和3年度より減少していること、3点目、令和4年度の収支は4,800万円黒字となり、黒字額を基金に積み立てることにより基金残高を10億2,300万円確保できること、という内容になっております。

令和4年度の税率を検討する中で、これらの点を含む国民健康保険財政の現状から、令和4年度は保険税率を据え置くことが妥当であると考えます。

説明は以上でございます。

会 長 ありがとうございます。以上で全ての資料の説明が終わりました。今までの資料の説明に対して、何かご質問等ございませんでしょうか。

委 員 説明にはなかったが、1ページの令和5年と6年の一人当たりの納付金額が順番に上がっているが、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移って行けば、下がっていくように思いますが、なぜこのように上がっていくのですか。

国民健康保険課長 3年間団塊の世代が抜けられる状況ですが、一人当たりの納付金額がどうなっていくのか、先が見通せない状況です。県の見込みは、一人当たりの納付金額が減っていくという見込みはされていませんので、不確定な要素として、上がっていくというふうにさせていただいています。また、来年度見込み直して算定させていただくこととなります。

会 長 よろしいでしょうか。
ほかにご質問ありませんか。
令和4年度は黒字ということで、保険税率の改定をしないという結論で説明をいただきました。それについて、忌憚のないご質問、ご意見があればお願いします。

委員

参考のため、お聞きします。後期高齢者支援分と介護納付金分は計算上マイナスになるというのは分かりますが、医療分が改善されているのでトータルでプラスになるので保険税率の改定は必要ないトータルの説明だと私は思うのですが、医療分一般分がずっと増えていって、令和元年度分が減ったのは、被保険者数の減少の分だと思えます。

聞きたいのは、3年度、4年度見込みでコロナの影響で減ると考えているのか、それとも診療報酬の改定があって若干の医療費の伸び率があるが、川西市の一人当たりの医療費が伸びていないので、このようになっているのか。分かる範囲で教えて欲しい。

国民健康保険課長

一人当たりの医療費ですが、川西市が独自で見込んでいるのは特になくて、県全体の給付費を県が見込んでいるものとして、3年度はコロナの影響で少し下がっている。4年度は医療をこれまで比較的多く使っておられた高齢者が後期高齢者医療制度に移られるので、一人当たり直すと金額が下がってきた状況を反映したものです。

委員

今の説明分かりますけど、先ほど質問のあった令和6年度の一人当たり納付金額は、県の考え方がそのようになっているのでそれを反映したと説明がありましたが、令和6年度の税率改定で上がるというのは不確定要素が強いということでしょうか。

国民健康保険課長

はい。5年度、6年度の見込みは県でも全く示しているものではありませんので、この図は市として上がっていく想定をして示している。不確定要素として示しています。

この図で令和5年度、6年度の増えた分を改定と書いていますが、何も決まったものではなく、次年度議論をしてまいります。

会長

ほか、何かご質問等ございませんでしょうか。

リモート参加の委員の方もよろしいですか。

それでは、税率を据え置くという事務局の案について、ご意見等はいかがでしょうか。

ご意見がないようでしたら、答申に移らせていただきます。前回の答申では「被保険者にとって納付しやすい環境を整えること」や「医療給付費の抑制には、病気の早期発見・早期治療・重症化予防や、健康に対する意識の向上が必要であるということから、特定健診の受診率向上を図るとともに、健康や医療費節減に対する広報に努めること」、また「国民健康保険事業にかかる財政支援

会 長 について、国や県に要望していくこと」を要望しておりますので、それを踏まえた形で、そのまま税率を据え置くということで答申案の作成を私の方でさせていただきたくと思いますが、よろしいでしょうか。

では、委員の皆様のご意見をまとめ、答申案の作成を私の方でさせていただきたくと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員 異議なし

会 長 ありがとうございます。それでは、これから答申案の作成をいたしますので、しばらくの間休憩といたします。

- 暫時休憩 -

< 答申案の作成 >

- 議事再開 -

会 長 お待たせいたしました。それでは答申案ができましたので、朗読させていただきます。

令和4年度川西市国民健康保険税率等について（答申）

令和3年9月17日付諮問第1号で諮問のあったみだしのことについて、審議の結果、下記のとおり答申する。

令和3年度の本市国民健康保険事業特別会計の決算見込みは約1,900万円の収支不足となるものの、令和4年度の収支は約4,800万円の黒字となる見込みである。

これを踏まえ、当協議会としては、令和4年度の税率の在り方について審議を行ったところである。

審議においては、市の国民健康保険財政の現状として、一人当たり納付金額が、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響等により減額となったことや、令和4年度についても団塊の世代にあたる被保険者が後期高齢者医療制度に移行する影響によってさらに減額となること、及び令和元年度末における構造的収支不足部分が令和3年度末で全て解消できる見込みであることなどを確認した。

その結果、令和4年度は黒字額を基金に積み立てることにより、基金残高を確保できる見込みであることから、令和4年度は保険税率を据え置くことが妥

会 長

当であると判断する。

なお、国民健康保険事業の安定的な運営を行うため、今後の対策として次の点について要望する。

(1) 今後も被保険者にとって納付しやすい環境を整えること。

(2) 医療給付費の抑制には、病気の早期発見・早期治療・重症化予防や、健康に対する意識の向上が必要であることから、特定健診の受診率向上を図るとともに、健康や医療費節減に対する広報に努めること。

(3) 国民健康保険事業にかかる財政支援について、国、県に対してさらなる拡充を要望していくこと。

以上でございます。

それでは、この答申案について何かご質問、ご意見などございませんか。

特にご意見がないようでしたら、採決を行いたいと思います。運営協議会の規則により、委員の半数が出席し、その過半数の賛成で成立いたします。本日は私も含め、9人の委員が出席しておりますので、出席委員の過半数の賛成で成立いたします。

採決は、挙手で行います。

それでは、この答申案について賛成の方は挙手をお願いします。

委 員

< 全員賛成 >

会 長

全員の賛成で決定いたしました。

それでは、答申案の内容で答申書を作成します。

本協議会終了後に行う、越田市長への答申につきましては、私にご一任いただけますでしょうか。

委 員

異議なし

会 長

ありがとうございます。それでは、本協議会終了後に、私の方で答申を行ってまいります。それでは、部長より一言お願いいたします。

健康増進部長

ありがとうございました。一言お礼のごあいさつをさせていただきます。

松本会長をはじめ委員の皆様におかれましては、令和4年度の川西市の国民健康保険税率等につきまして慎重にご審議いただきまして、本当にありがとうございました。いただきました答申の内容に基づきまして、庁内で事務を進めてまいりたいと考えております。併せて、答申に付けていただきました要望等

